

学校事務センターだより

住民税について

学校に勤めている県費負担教職員は、特別徴収(給与天引き)が原則です。
(非常勤講師は除く)

自宅に住民税の払込通知書が届いても、**支払いをせず** 事務職員にお知らせください。

◎6月給与より、平成28年分の収入に応じた額の住民税が、毎月給与天引きされます。

◎1月1日に住民票がある市町村に、県教委が給与で天引きされた住民税を払います。

◎5月下旬に住民税の決定通知をお渡しする予定です。



旅費について

経費節減についての取組が求められています。
「同一箇所に車で出張する場合は、出来る限り乗り合わせで行く」「高速道路利用及び有料駐車場利用については、業務遂行上の必要性が本当にあるのか?」「飛行機の場合、予定を早く決め、なるべく早割りを使う」等、県教委の予算執行に対する指導の目もなかなか厳しい状況です。

4月に採用・転勤の方へ

231件の通勤・住居・扶養手当の認定を行い、5月分給与で、4月と5月分が支給できるように、給与データを報告しました。学校事務センターでも確認はしますが、件数が多く誤払いを避けるため、ご自身でも5月給与明細で正しく2ヶ月分支給されているか、ご確認ください。手当支給について疑義があ



出張するにあたって

家庭訪問・遠足・中体連春季大会など、たくさんのお出張があります。旅行命令書は、出張前に必ず作成してください。又、旅費精算は月末には完了してください。去年度はご協力いただいたおかげで、スムーズに点検をすることができました。ありがとうございます。今年度もよろしくお願ひします。また週休日に勤務や出張した場合は、振替簿の記入も必要です。お忘れなく・・・

特殊勤務実績簿について

5月分は5月29日(月)学校締切
その後、すぐにシステム入力し、6月の給与で支給します。必ず、提出の期限を守ってください。



消耗品を購入してから30日以内に支払えるように請求書を受け取ったら、速やかに事務職員まで提出ください。(提出後支払いまで2週間程度必要です)監査で指摘されてますので、机の引き出しの中にしまわれていることのないように